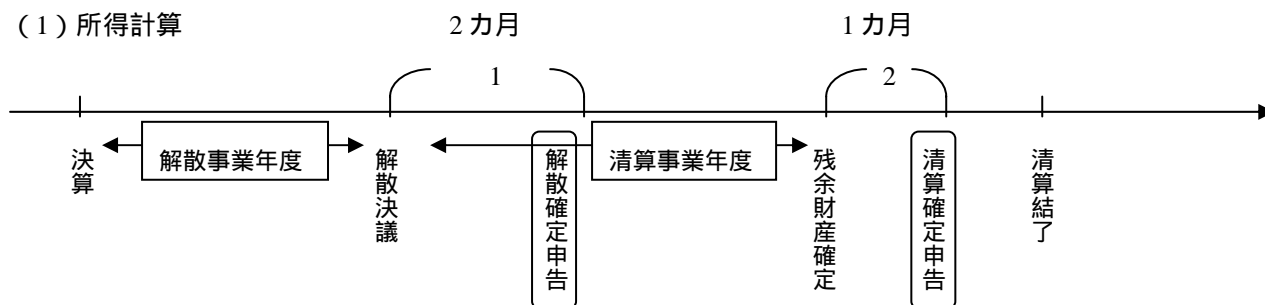


今回のテーマ： 解散・清算の税務

会社を解散・清算した場合の税務上の取り扱いは、つぎのとおりです。

1. 解散会社側の取り扱い

(1) 所得計算



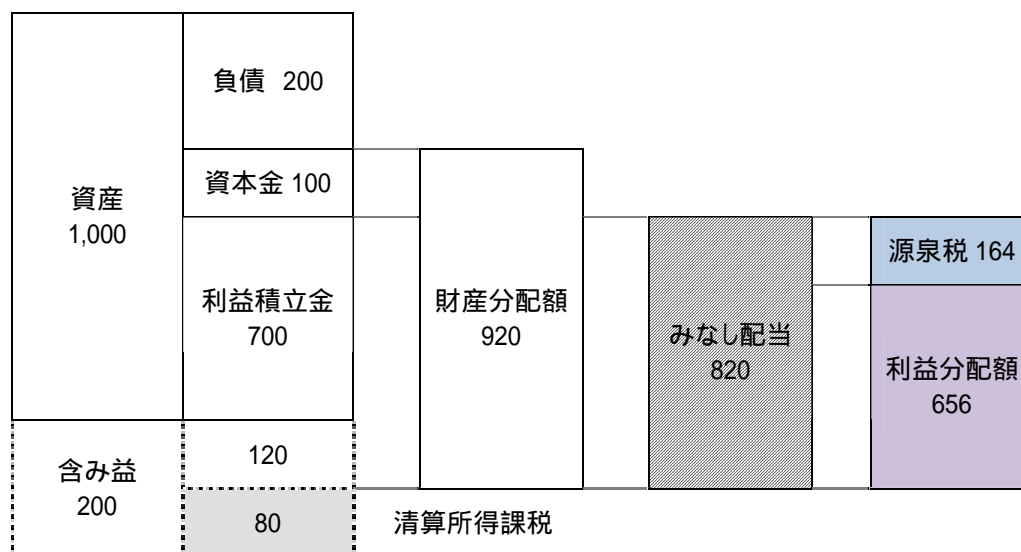
	解散確定申告	清算確定申告
所得計算	益金 - 損金	残余財産(時価) - 資本金等 - 利益積立金等
税率	通常法人税率 + 通常地方税率	法人税率 27.1% + 通常地方税率

- 1 申告期限の延長の特例の規定の適用を受けている場合は3カ月以内
- 2 上記の期間内に残余財産の最終分配が行われる場合はその行われる日の前日まで

(2) 清算確定申告とみなし配当

清算所得は貸借対照表(時価)を基礎に計算し、残余財産の分配の際、資本金等を上回る分配がある場合はみなし配当となります。

A社



(次ページへ)

2. 株主側の取り扱い

(1) 法人株主の場合 (A社株式簿価 300の場合)

現金等	756	受取配当金	820	株式譲渡損(損金)と受取配当金(益金不算入)が両建てされます。
租税公課	164	A社株式	300	
株式譲渡損	200			

(2) 個人株主の場合 (A社株式取得価額 300の場合)

【配当所得】		【譲渡所得】	
現金等	656	現金等	100
源泉税	164	譲渡損	200
	配当所得		A社株式
	820		300

↑

配当所得は原則総合課税となります。通算できない

お見逃しなく！

- ・法人株主の場合の取り扱い(みなし配当の益金不算入と株式譲渡損計上)については、今後改正が予想されます。